

鳥取市情報公開条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年12月28日

鳥取市長 深澤義彦

鳥取市条例第35号

鳥取市情報公開条例の一部を改正する条例

鳥取市情報公開条例（平成11年鳥取市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「及び議会」を「、議会及び財産区」に改める。

第7条第1号中「規定により、公にすることができないとされている」を「規定又は実施機関が法律若しくはこれに基づく政令の規定により従う義務を有する指示（地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条第1号へに規定する指示その他これに類する行為をいう。）により、公にすることができないと認められる」に改め、同条第2号中「含む。）」の次に「若しくは個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第2項に規定する個人識別符号が含まれるもの」を加え、同号に次のように加える。

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公

務員及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

第7条第3号中「他の地方公共団体その他これらに準ずる団体」を「独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人」に改め、同条第4号中「捜査」を「鎮圧又は捜査」に改め、同条第5号を削り、同条第6号中「実施機関」を「市の機関又は国等」に改め、同号オ中「市が経営する企業」を「市若しくは他の地方公共団体が経営する企業又は独立行政法人等若しくは地方独立行政法人」に改め、同号オを同号カとし、同号エを同号オとし、同号ウを同号エとし、同号イ中「市」の次に「又は国等」を加え、同号イを同号ウとし、同号ア中「又は試験」を「、試験又は租税の賦課若しくは徴収」に改め、同号アを同号イとし、同号にアとして次のように加える。

ア 国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれ
るおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ

第7条中第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、第8号を削る。

第31条の2中「（昭和22年法律第67号）」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の鳥取市情報公開条例第7条の規定は、この条例の施行の日以後にされた開示請求について適用し、同日前にされた開示請求については、なお従前の例による。